

施設控え	
契約日	
契約室	
生年月日	
入居者名	

契約書別冊



<介護付き有料老人ホーム>
混合型特定施設いぶき

株式会社いぶきの会

【契約前確認事項および契約書類の確認】

本日はご契約いただきありがとうございます。
契約に際し、下記内容についてご確認をお願いいたします。

■契約前確認事項（重要）

以下の事項について、事前に確認させていただきます。

- 入居者、保証人および関係する家族等は、反社会的勢力との関係がありません。
- 入居者に入れ墨・タトゥ（シールを含む）はありません。
- 面会者についても、入れ墨・タトゥ（シールを含む）がある場合には、来設時には見えないようご配慮いただきます。
- 入居者による飲酒・喫煙、車両の運転および車両の持ち込みはできません。

※上記事項に反する事実が判明した場合は、契約の継続が困難となる場合があります。

■契約書類の確認

本契約は、以下の書類により構成されます。

- ・介護付有料老人ホームいぶき入居及び特定施設入居者生活介護利用契約書
- ・一宮市有料老人ホーム重要事項説明書
- ・混合型特定施設いぶき運営規程
- ・有料老人ホームいぶき管理規程
- ・有料老人ホームいぶき金銭管理規程

上記書類について、表題部に署名または押印をいただき、本契約書一式として2通作成し、入居者および事業者が各1通を保有します。

また、重要事項の補足および詳細説明については「契約書別冊」にてご説明いたします。

契約書別冊の内容についても、表題部に署名または押印をいただき、本契約の一部として取り扱います。

なお、「契約書」および「契約書別冊」には、契印および割印をお願いいたします。

■その他の手続きについて

- ・「入所セット」および「口座振替依頼書」へのご記入・ご捺印をお願いいたします。
- ・入居者様のお薬を24時間体制で管理する薬局との「契約書」および「重要事項説明書」についても、ご署名・ご捺印をお願いいたします。

なお、薬局との契約書は一旦施設にてお預かりし、後日、薬局より郵送にてお渡しいたします。

- ・主治医となる医療機関との契約書についても、別途ご案内いたします。
(医療機関により内容が異なります。)

【契約書別冊説明事項】

- 外出・外泊（単独行動）に関する同意書（1階入居者様限定）
- 利用時リスク・設備説明書
- 離床キャッチセンサーの設置について
- 入居申込金・保証金についての説明同意書
- 契約解除となる場合の説明書
- 特別食の提供について
- 当施設における医療介護体制等の指針説明書
- 看取り介護の指針及び看取り介護における確認事項
- 急変がみられた場合の対応について
- 終末期の医療について（看取りに関する意向確認）
- 加算給付同意書
- 介護保険給付対象外サービス同意書（手厚い介護費）
- 安心してお過ごしいただくためのお願い
- 補助ロック・サッシロックの使用について
- 肖像使用許可について
- 入居後の生活について
- 金銭管理依頼書
- 個人情報使用同意書
- 面会・外出について
- その他の日用品費、入所セットについて、浴室共用品の提供について
- 安心お届けサービスのご案内 及び ライン登録のご案内
- カスタマーハラスメントに対する当施設の考え方
- 金品の受領および飲食物の受け渡しについてのお願い
- 食品の持ち込み（差し入れ）に関するお願い
- 食品（お菓子類等）の持ち込みおよび管理に関する同意書
- 入所セットサービスのご説明、紙おむつプラン、私物洗濯サービスのご説明

上記について説明後、契約書別冊表題部に署名又は押印を頂くことで、説明確認・同意・承諾を得たこととさせていただきます。

【利用時リスク・設備説明書】

当施設では、入居者様が安心して生活していただけるよう、安全な環境整備および事故防止に努めております。

しかしながら、高齢者特有の身体的・精神的特徴や疾病等に伴い、施設生活においては下記のようなリスクが生じる可能性があります。

これらは介護・見守り等を行っている場合であっても、完全に防止することが困難な場合がありますので、あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。

■高齢者の特徴に伴う主なリスクについて

- ☞ 歩行時の転倒や、ベッド・車いす等からの転落により、骨折・外傷・頭蓋内損傷等を生じる可能性があります。
- ☞ 当施設では、原則として身体拘束を行わない方針としているため、転倒・転落等の事故が発生する可能性があります。
また、居室内における転倒・転落事故等を完全に防止することは困難です。
- ☞ 高齢者は骨が脆くなっているため、通常の介助や日常生活動作においても骨折が生じる可能性があります。
- ☞ 高齢者は皮膚が薄く弱いため、軽度の摩擦等により表皮剥離や皮膚損傷が生じる可能性があります。
- ☞ 高齢者は血管が脆くなっているため、軽度の打撲等でも皮下出血が生じる場合があります。
- ☞ 加齢や認知症等の影響により、飲み込む力（嚥下機能）が低下し、誤嚥・誤飲・窒息等の危険性が高まる場合があります。
- ☞ 高齢者であることに伴い、脳疾患・心疾患その他の疾病により、急変または急逝される場合があります。
- ☞ 入居者様の全身状態が急激に悪化した場合には、施設職員の判断により、医療機関への緊急搬送を行う場合があります。

■設備等について

- ☞ 当施設では、転倒・転落事故等の早期発見を目的として、全てのベッドに離床センサーを設置しています。ただし、離床センサーは事故の発生を未然に防止するものではありません。
- ☞ 施設共有スペースには、防犯および事故検証を目的として防犯カメラを設置しています。
なお、居室内については、プライバシー保護の観点から設置しておりません。

■確認事項

上記内容について説明を受け、理解しました。（センサー対応は次ページに記載）

ご不明な点やご質問等がございましたら、遠慮なくお尋ねください。

※本書は契約書別冊を構成する資料の一部です。各ページへの署名は不要であり、説明確認および同意の署名は別冊表題部にて一括してお願いいたします。

【離床キャッチセンサーの設置について】

当施設では、原則として身体拘束を行わない方針としているため、居室内における転倒やベッドからの転落等を完全に防止することは困難です。

そのため、居室内での事故等を早期に発見し、迅速な対応につなげることを目的として、全居室に「離床キャッチセンサー」を設置しております。

本センサーはベッド一体型となっており、「起き上がり」「端座位」「離床」「見守り」等の設定に応じて反応する仕組みとなっています。

センサーが反応すると、ナースコールと連動してアラームが作動し、職員へ通知されます。

なお、本センサーは事故の早期発見および迅速な対応を目的とした機器であり、転倒・転落等を未然に防止することを保証するものではありません。

センサー作動後に職員が駆け付ける構造であるため、状況によっては転倒等を防止できない場合があります。

また、夜間帯等は配置職員数に限りがあることから、センサーが作動した場合であっても、直ちに対応できない場合があります。

そのため、本センサーの効果には一定の限界があることについて、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

※センサーマットについても同様に、事故の早期発見を目的とした機器であり、転倒防止を保証するものではありません。



離床キャッチセンサーへの対応についてご理解下さい。

■センサー作動時の対応について

入居者様がベッドから立ち上がり、センサーが作動した場合でも、他の入居者様の介助・排泄介助・食事介助・緊急対応等を行っている際には、直ちに居室へ駆け付けることができない場合があります。当施設では、限られた職員体制の中で、入居者様全員の安全確保に努めておりますが、状況によっては対応までに時間を要する場合がありますことについて、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

■離床後の対応について

センサーが作動し、職員が居室へ駆け付けた際に、入居者様が既に立ち上がられている場合があります。その際、職員が「危険である」という理由のみをもって、入居者様を無理にベッドへ戻したり、身体の動きを制限したりすることはできません。

当施設では、原則として身体拘束を行わない方針としており、入居者様の意思および行動の自由を尊重した対応を行っております。

そのため、職員によるお声掛けや見守り、必要な介助を行いながら、安全確保に努めてまいります。

■ナースコール対応の優先について

離床センサーとナースコールが同時に作動した場合には、原則としてナースコールへの対応を優先いたします。

ナースコールは、体調不良、転倒、排泄介助、急変等の緊急性を伴う可能性があるため、入居者様からの直接的な援助要請として優先的に対応を行う必要があるためです。

そのため、センサー作動時であっても、状況によっては直ちに居室へ駆け付けることができない場合がありますので、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

■転倒等を完全に防止できないことについて

離床センサーは、入居者様の起き上がり・離床等の動作時に作動し、センサーマットについては、マットを踏んだ際に作動する仕組みとなっています。

そのため、センサー作動後に職員が速やかに対応した場合であっても、居室へ到着した時点で、既に転倒・転落等が発生している場合があります。

これらの機器は、事故の早期発見および迅速な対応を目的としたものであり、転倒・転落等を完全に防止するものではないことについて、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

※本書は契約書別冊を構成する資料の一部です。各ページへの署名は不要であり、説明確認および同意の署名は別冊表題部にて一括してお願いいたします。

【入居申込金・保証金についての説明同意書】

当施設では、入居時に入居申込金150,000円および保証金100,000円をお預かりしております。

(契約書〇入居までに支払う費用の内容、第32条、第43条、第44条、第46条、第47条に明記)

1 入居申込金 150,000円

入居申込金は、入居受入れに伴う事務手続および居室の予約に係る費用としてお支払いいただくものです。

入居契約が成立した場合には、入居開始日において、入居時に必要となる費用の一部に充当します。入居開始可能日前の申込みの撤回又は契約の解除、または入居開始日から3か月以内の解約・死亡終了の場合は、入居申込金に相当する額を全額返還します。ただし、入居申込者又は入居者の依頼に基づき個別に発生した実費がある場合は、その内容及び額を明示のうえ控除した残額を返還します。個別実費の例としては、契約書貼付印紙代、表札作成費、本人希望による特別な居室準備費（例：事前の特別清掃、備品の追加設置その他個別対応に要した費用）があります。

2 保証金 100,000円

保証金100,000円の内訳は、固定精算金40,000円および預り保証金60,000円とします。

(1) 固定精算金 40,000円

固定精算金は、契約時にあらかじめ定める退去時精算に係る固定額としてお支払いいただくものです。

この40,000円は、退去時に発生した修繕費、清掃費その他の実費を個別に積み上げて精算するものではありません。

したがって、当該40,000円については、退去時実費の個別精算額としての明細は作成いたしません。

(2) 預り保証金 60,000円

預り保証金は、利用料等の未払金、立替金および原状回復費用の精算のためにお預かりするものです。

退去時には、預り保証金60,000円から、次の各号に該当する費用等を控除し、残額を返還いたします。

【控除対象】

- ① 利用料、介護費用その他契約に基づき入居者が負担すべき未払金
- ② 通常消耗および経年劣化を除く原状回復費用
- ③ その他、契約書第44条、第46条に基づき入居者が負担すべき費用

3 原状回復費用について

通常消耗および経年劣化以外の費用として想定されるものは、次のとおりです。

(契約書第44条、第46条)

- ・ 飲みこぼし、食べこぼし、放尿等によるしみ、においの除去に要する実費
 - ・ 居室または施設を悪意により破損させた場合、または居室内が著しく不衛生な状態であった場合の修繕費用の実費
 - ・ 引越し、キャスター付椅子等によるフローリング等の傷の修繕費用の実費
 - ・ トイレに備え付けのトイレットペーパー以外を流し、つまりまたは破損が生じた場合の修繕費用の実費
 - ・ 入居者の不注意により雨が吹き込んだ場合のフローリング等の色落ちその他修繕費用の実費
 - ・ その他、通常消耗または経年劣化とみなされない修繕費用、消毒費用等の実費
- なお、上記に該当する費用が預り保証金額を超える場合は、その超過額を別途ご負担いただきます。

4 退去時の精算方法

退去時の精算は、原則として書面通知のうえ、郵送（振込）にて行います。

なお、精算は、居室修繕完了後および介護請求確定後に行います。

5 返金例

① 原状回復費用および未払金等が発生しない場合

預り保証金60,000円 → 返金額 60,000円

② 床への放尿があり、消毒費用として21,000円が発生した場合

預り保証金60,000円－消毒費用21,000円 → 返金額 39,000円

③ 弄便による壁紙汚損および床への放尿により、修繕費用86,000円が発生した場合

預り保証金60,000円－修繕費用86,000円 → ▲26,000円

この場合、預り保証金を超える26,000円を別途ご請求いたします。

【契約解除となる場合の説明書】

(施設からの契約解除は、原則として、入居者、身元引受人又はその家族等に対して改善の申入れを行い、相当期間を定めて改善を求めたにもかかわらず改善が見込まれない場合に、入居者及び身元引受人に対し90日前までに書面で通知して行います。

ただし、他の入居者、従業員又は第三者の生命、身体又は財産に現実かつ重大な危険が生じ、緊急に契約を終了させる必要があるときは、直ちに契約を解除することがあります。)

入居者、身元引受人又はその家族等に次のような事由があり、これにより入居者に対する適切なサービス提供又は施設の正常な運営を継続することが困難となり、かつ、相当期間を定めて改善を求めたにもかかわらず改善が見込まれないときは、事業者は本契約を解除することがあります。

以下は、契約書第41条に基づく主な具体例です。

- ▶ 当施設で対応できない高度な医療を希望された場合
(夜間の痰吸引は施設では対応できません)
- ▶ 入居時の入居者情報に虚偽があったり、持病・既往歴・原疾患の申告漏れがあった場合
- ▶ 言動・行動が他の入居者及び職員の精神状態や生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがある場合
- ▶ 他の入居者の居室への侵入、物盗り行為が頻繁に行われる等、共同生活が困難な場合
- ▶ 居室(施設)を悪意により破損させたり、居室内が著しく不衛生な状態となり、施設の正常な運営に支障が生じる場合
- ▶ 入居契約書第17条(禁止又は制限される行為)に違反し、又はこれを繰り返した場合
- ▶ 事業者、従業員、他の入居者その他関係者に対し、暴力、脅迫、威嚇、著しい侮辱、名誉毀損、差別的言動、継続的な迷惑行為その他信頼関係を著しく害する行為があった場合
- ▶ セクハラ行為、又はそれに類する性的言動、わいせつな発言・接触その他これに準ずる行為があった場合(他の入居者・職員に対するものを含みます)
- ▶ 職員に対して暴言・暴力行為、ハラスメント行為、長時間にわたる不当要求、繰り返しの過度な苦情、合理的範囲を超える要求その他施設運営を著しく妨げる行為があった場合
(職員を「お手伝いさん」と誤認するような言動を含みます)
- ▶ 施設・職員等に対して、SNS、口コミサイト等で悪質な書き込み、誹謗中傷その他信頼関係を著しく害する行為があった場合
- ▶ サービス利用料金の支払をしばしば遅滞し、事業者が相当期間を定めて催告したにもかかわらず支払われなかった場合(運用上の目安として、督促日から10日以内)
- ▶ 酒類、タバコ類の持込み、飲酒喫煙が発覚した場合 ※入居後の車の運転、車の持込みもできません
- ▶ その他、通常の介護方法では対応することが困難であり、業務に支障を来し、契約を将来にわたって継続することが著しく困難であると考えられる場合

なお、契約終了後も居室の明渡し完了しない場合には、契約終了日の翌日から明渡し完了日までの家賃相当額、管理費その他現に発生する費用をお支払いいただきます。

混合型特定施設いぶきの施設利用時の契約解除についての説明を受け、十分に理解しました。

【特別食の提供について】

当施設では、入居者様の嚥下状態に応じた食事を提供しております。

嚥下機能の低下により飲み込みに不安のある入居者様には、安全面に配慮し「ムース食」を提供いたします。

ムース食は通常の食事形態とは異なる「特別食」となるため、提供対象となる場合は食費が変更となります。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

■ムース食料金

朝食：510円／昼食：660円／夕食：660円／おやつ：70円

※ムース食につきましても軽減税率の対象となり、別途消費税（8%）が加算されます。

■嗜好によるメニュー変更について

入居者様の嗜好により、通常メニューからの変更を希望される場合には、別途料金を頂戴いたします。

- ・メニュー変更：1食あたり 70円（税別）～
- ・麺類への変更：1食あたり 280円（税別）～

■追加料金が発生しない食事形態

以下の食事形態につきましては、通常メニューでの対応となるため追加料金は発生いたしません。

- ・お粥、軟飯、きざみ食、一口大
- ・入居時の情報提供に基づく塩分調整やアレルギー対応

■食費について（軽減税率対象）

※食費は軽減税率により消費税8%が適用されます。

（ ）内は消費税額です。

朝食：470円（38円）、昼食：630円（50円）、夕食：630円（50円）、おやつ：70円（6円）

■その他の注意事項

- ・食材は14日前に発注するため、それ以降の欠食については1日分の食費を頂戴いたします。
- ・特別食の内容によっては軽減税率の対象外となり、標準税率が適用される場合があります。具体的には、1食あたり790円、または1日あたり2,190円を超える場合が該当します。（2026年6月1日より適用）
- ・特別メニュー（おせち、敬老弁当、土用の丑の日等）の際は、別途料金が発生いたします。
- ・食事提供時にトロミ剤を使用する場合がありますが、当該費用は施設負担といたします。

【当施設における医療介護体制等の指針説明書】

混合型特定施設いぶきにおける医療・介護体制、重度化した場合（緊急時）の対応および看取りに関する指針について、下記のとおりご説明いたします。

当施設の協力医療機関は、「正翔会クリニック」「ともだクリニック」「メドタウンたなかファミリークリニック」です。（なお、施設内に常勤医師は配置していません。）

協力医療機関による月1回以上の往診および原則24時間の連絡体制により、入居者様の健康管理および状態変化時の対応を行います。

また、夜間帯の不安軽減のため、待機看護師とは別に、夜間オンコール体制として医師・看護師が対応する「ドクターメイト」と提携し、必要時の対応体制を整えております。

■主治医について

主治医は協力医療機関以外の医療機関を選択することも可能です。

その場合の受診につきましては、ご家族様での対応をお願いいたします。（施設職員の付添いも可能ですが、重要事項説明書に記載のとおり、別途付添費が発生いたします。）

なお、協力医療機関以外を主治医とされる場合には、入居者様の健康管理のため、当施設との連携体制（24時間365日の対応可否等）について事前確認させていただきます。

■当施設における医療対応の範囲について

当施設は医療機関ではなく、生活の場であるため、提供できる医療には限りがあります。あらかじめご了承ください。

入院の必要がなく容態が安定している場合であり、かつ副作用のリスクや投薬調整等のために医師または看護職員による継続的な観察が不要と判断された場合には、医師・看護職員以外の職員（介護職員等）が、以下の行為を実施いたします。

- ・皮膚への軟膏塗布・湿布の貼付・点眼薬の点眼・座薬の挿入・吸入等の薬剤使用の介助
- ・一包化された内服薬の服薬介助 等

（※医政発1226第12号通知に基づき、安全管理体制のもと、事前に確認された薬剤に限り、服薬直前にPTPシートから取り出す行為を含みます）

なお、介助や処置は当日の配置職員が対応するため、異性の職員が担当する場合があります。

■吸引について

吸引は看護職員が実施いたします。

夜間等、看護職員不在時には吸引を行うことができないため、体位調整（側臥位）やタッピング等による対応となります。

■服薬について

嚥下が困難な場合には、必要に応じて服薬ゼリーを使用することがあります。

■緊急時の対応について

緊急時には、夜勤職員の判断により救急搬送を行う場合があります。

また、状態変化時の対応（受診・入院・経過観察等）は、看護師が医師と連携のうえ判断いたします。緊急時のご連絡は、看護師が行いますが、夜間等は介護職員が対応する場合があります。

■看取り介護について

当施設では、医師により医学的知見から回復の見込みがないと判断され、かつ医療機関での積極的な治療の必要性が低いとされた場合には、ご本人・ご家族様のご意向に基づき「看取り介護」を実施することが可能です。

詳細につきましては、別紙「看取り介護の指針および看取り介護における確認事項」に記載しております。

■閲覧について

「重度化した場合における対応の指針」および「看取り介護マニュアル」は、「重要事項説明書」と同様に玄関先のファイルに備え付けており、いつでも閲覧いただけます。

上記の内容について説明を受け、混合型特定施設いぶきにおける医療・介護体制、重度化した場合の対応指針および看取り介護の指針ならびに看取り介護における確認事項について同意します。

【看取り介護の指針及び看取り介護における確認事項】

「混合型特定施設いぶき」

■看取り介護の指針■

《看取り介護について》

看取り介護は、ご自宅ではなく「いぶき」において看取りをご希望される場合に行います。

「いぶき」における看取り介護は、入居者様が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最後の場所及び治療等について入居者様の意思、並びにご家族様のご意向を最大限尊重し、人としての尊厳を保持しつつ行います。

看取り介護を希望される入居者様、ご家族様の支援を最後の時点まで継続することが基本であり、職員にはその責任があります。

また、看取り介護実施中にやむを得ず病院や在宅等に搬送する場合においても搬送先の病院への引き継ぎはもちろん、継続的な入居者様、ご家族様への支援を行うなど、「やすらぎ」「おもいやり」「つながり」のある家を目指している「いぶき」の理念に基づく質の高い看取り介護を行います。

《具体的内容》

① 看取り介護の体制が整わないうちに終末期を迎えることにご懸念を持たれるご家族様の為、入居の段階で看取り介護のご希望をお聞きしますが、その後につきましても容体の悪化の際にはあらためて入居者様、ご家族様の看取りにおけるご意向を確認するなど生前意思を尊重した対応をさせていただきます。

また、ご容態が重度化した段階で、あらためて最終的な入居者様、ご家族様のご意向を確認しそれを尊重いたします。

② 看取り介護は、医師により医学的に回復の見込みがないと判断されたときに開始されることとなります。

③ 看取り介護につきましては、連携医療機関の医師及び看護師、介護支援専門員等全職員相互の連携を図りつつ看取り介護計画書を作成し、施設が一体となって計画的に入居者様の看取り体制をとっていきます。

④ 看取り介護につきましては、ご容態の変化があった場合はもちろん、ご家族様のご希望があれば定期的なご連絡、説明をさせていただくなど、看取り介護の体制が続く限りご家族様と緊密な連携をとっていきます。

⑤ 様々な事情により計画の見直しが必要となった場合には、適宜、計画内容を見直し、変更し、実態にあったものとしていきます。

⑥ 医師の指示を受けた看護責任者による入居者様の疼痛緩和などの措置を講じていきます。

⑦ 各職種共同、すなわち施設をあげた体制を維持するよう職員に対する指導、研修等を実施し、技術力の向上等に努めるとともに、職種ごとの担当を明確にし、看取り介護に支障をきたさないようにします。

⑧ 尊厳ある安らかに人生を全うされるように入居者様に合った居室の環境整備に努めるとともに、ご家族様の面会、付添い等に供するため、積極的に協力します。

■看取り介護における確認事項■

《看取り介護体制時》

▶看取り介護の体制について

- ・常勤の看護師を配置し、看護チーフが看護責任者となっています。
- ・夜間は、「いぶき看取り介護マニュアル」に基づき、看護職員の介護職員への指示による入居者様の観察・対応項目が明確にされております。
- ・容体急変等に備え、看護職員が交代で夜間コール体制をとるなど24時間の連絡体制を確保し、緊急の呼出に応じて出勤する体制を確保しています。

▶看取り介護の内容

- ・万が一入居者様の容体が悪化した場合、「重度化した場合の対応に係る方針（指針）」及び本紙表面「看取り介護の指針」に定めてあるとおり、管理者を中心とした全職員の体制で看取り介護にあたり、入居者様、ご家族様のご意向に沿った対応をとっていきます。

▶経費等について

- ・入院経費を含む医療費、おむつ等の諸経費は従来通り入居者様のご負担といたします。ただし、入院時における救急車以外での移動は、当施設が行います。
- ・着替え等衣類、洗面用具等は、入居者様のご使用になられていた物を使わせていただきますが、不足した場合あるいはご使用になられていた物を使うことができない状態になった際には、ご家族様にご用意をお願いする場合がございます。
- ・契約に基づき、容体にあった毎食の食事はご用意いたしますが、入居者様のお好きな食べ物等は、ご家族様にご用意していただくこととなります。
- ・在宅または入院治療となった場合の食費以外の家賃、管理費の施設利用料金は全額お支払いいただくこととなっております。

▶その他確認事項

- ・吐血等の急性期症状の際に医師が施設に来られない場合は、関連医療機関等へ救急搬送させていただくこともございます。その際本計画書を医療機関等に情報提供いたします。

《ご逝去時》

▶万が一の際の施設の対応について

- ・ご逝去後は、ご入居者様の尊厳を保つため、体位の調整、目を閉じる、顎の開き防止等の初期的な整容処置を行い、衣類や身だしなみを整えます。
- ・なお、清拭や着替え、化粧等の処置については、原則として専門的対応として葬儀社に引き継ぐものいたします。また、ご家族様のご意向がある場合は、可能な範囲で対応を検討いたします。
- ・夜間や祝祭日など、医師が施設にすぐ来られない場合があります。そのため、死亡確認が翌朝などになる場合がございます。（この場合、死後の処置は死亡確認後となります。）

▶ご家族様にやっていただくこと

- ・葬儀社の手配（当施設では葬儀社の紹介はしておりません。）
（ご遺体の自宅へのお送り等＝お送り費用はご家族様にご負担いただきます。）
- ・医師（病院）からの死亡診断書の経費、治療費等は、ご家族様にご負担いただきます。
- ・入居者様の衣類、施設での預かり物等の引き取りをお願いいたします。
- ・看取り介護加算が、亡くなった日以前45～31日は72単位、4～30日は144単位、亡くなる前日、前々日は680単位死亡日は1280単位の負担となり、入居者様の退居後に前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合がありますのでご承知おきください。

【急変がみられた場合の対応について】

本書は、入居者様に急激な病状の変化がみられた場合における、当施設の対応及び身元引受人様等のご意向を、あらかじめ確認させていただくためのものです。なお、当施設は医療機関ではないため、実際の対応は、入居者様の生命及び身体の安全確保を最優先として、病状、医師の判断、救急隊の判断その他当時の状況を踏まえて対応させていただきます。本書の内容は、いつでも見直し又は変更することができます。

〔確認事項〕

1 急変時の基本対応

入居者様に意識障害、呼吸困難、けいれん、胸痛、著しい血圧低下、転倒による重大な外傷その他の急変がみられた場合には、当施設は、必要に応じて、協力医療機関、主治医、救急隊等への連絡、救急要請、医療機関の受診、救急搬送その他必要な対応を行います。

2 緊急時の連絡先 申込書と同じ ※この場合は下記連絡先記入不要

第1連絡先 氏名 続柄 電話番号

第2連絡先 氏名 続柄 電話番号

3 受診又は搬送に関するご意向（該当する項目にをご記入ください。）

- できる限り速やかに医療機関を受診し、又は救急搬送することを希望します。
- まずは協力医療機関又は主治医に相談し、その指示に基づき対応することを希望します。
- 当時の病状、医師の判断及び家族等への連絡状況を踏まえて判断することを希望します。

4 心肺停止時等の対応に関するご意向（該当する項目にをご記入ください。）

- 心肺蘇生措置（胸骨圧迫、AEDの使用を含みます。）を希望します。
- 心肺蘇生措置は希望しません。
- 当時の病状、医師の判断及び家族等の意向を踏まえて判断することを希望します。

5 救急受診後の対応に関するご意向（該当する項目にをご記入ください。）

- 可能な限り救命を目的とする治療を希望します。
- 苦痛の緩和を重視した対応を希望します。
- 医師の説明を受けたうえで、その時点の病状に応じて家族等と協議し判断することを希望します。

6 その他、ご希望・ご要望等

7 ご注意

- ・急変時には、身元引受人様等への連絡に先立ち、又は連絡と並行して、救命のために必要な対応を優先して行う場合があります。
- ・本書は、終末期における医療や看取り介護に関する詳細なご意向を定めるものではなく、その内容については別紙「終末期の医療について（看取りに関する意向確認）」により確認させていただきます。

上記内容について説明させていただき、内容を確認させていただきました。

【終末期の医療について（看取りに関する意向確認）】

本書は、入居者様について、医師が医学的知見に基づき回復の見込みが乏しいと判断し、かつ、積極的な治療よりも療養及び苦痛緩和を中心とした対応が適当であると考えられる場合に、入居者様及び身元引受人様等のご意向を確認させていただくためのものです。なお、本書の内容は現時点でのご意向を確認させていただくものであり、入居者様ご本人の意思、病状、医学的判断又はご意向の変化に応じて、いつでも見直し又は変更することができます。入居者様ご本人の意思を確認することができる場合には、その意思を最優先とさせていただきます。

〔確認事項〕

- 1 終末期における療養の場所等に関するご意向（該当する項目に☑をご記入ください。）
 - 入居者様ご本人の意思表示が確認できる場合には、その意思に従うことを希望します。
 - 医療機関に入院のうえ、可能な限り延命治療を含む対応を希望します。
 - 当施設において、対応可能な範囲で苦痛緩和を中心とした看取り介護を希望します。
 - 医療機関又は当施設以外の場所（自宅等）での療養又は看取りを希望します。
 - 現時点では判断せず、その時点の病状、医師の説明及び家族等との協議により判断することを希望します。
- 2 心肺停止時等の蘇生措置に関するご意向（該当する項目に☑をご記入ください。）
 - 心肺蘇生措置を希望します。
 - 心肺蘇生措置は希望しません。
 - その時点の病状及び医師の説明を踏まえて判断することを希望します。
- 3 水分及び栄養補給に関するご意向（該当する項目に☑をご記入ください。）
 - 最後まで口から摂取することを大切にし、摂取可能な範囲で自然の経過を尊重することを希望します。
 - 苦痛緩和を目的とする最小限の輸液等を希望します。
 - 医師が必要と判断する場合には、経管栄養、胃ろうその他の栄養補給を希望します。
 - その時点の病状及び医師の説明を踏まえて判断することを希望します。
- 4 疼痛その他の苦痛緩和に関するご意向（該当する項目に☑をご記入ください。）
 - 医師の判断に基づき、鎮痛剤その他必要な薬剤の使用を含め、苦痛緩和を優先した対応を希望します。
 - できる限り自然の経過を尊重しつつ、必要最小限の苦痛緩和を希望します。
 - その時点の病状及び医師の説明を踏まえて判断することを希望します。
- 5 ご家族等への連絡及び説明に関するご意向（該当する項目に☑をご記入ください。）
 - 病状の変化があった都度、速やかに連絡を希望します。
 - 重要な変化があった場合に連絡を希望します。
 - 医師又は当施設から説明を受けたうえで、その都度判断することを希望します。
※「主たる連絡先」は、あらかじめお伺いしている緊急連絡先とさせていただきます。
- 6 その他、ご希望・ご要望等
- 7 ご注意
 - ・終末期における対応は、入居者様ご本人の意思、病状、医師の判断及び医療機関との連携状況を踏まえて行います。
 - ・当施設は医療機関ではなく、施設内で実施できる医療行為には限りがあります。
 - ・看取り介護を希望される場合であっても、病状その他の事情により、医療機関への受診又は搬送が必要となる場合があります。

【加算給付同意書】

混合型特定施設いぶきへの入所にあたり、また入所後の変更を含め、契約当事者（入居者）に対して提供される特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護における各種加算の算定およびこれに伴う個人情報の提供について、説明を受け、内容を確認しました。

また、当該加算に係る単位数についても確認のうえ同意します。

なお、同意対象となる介護報酬（加算）の一覧および単位数については、別紙【特定施設における介護報酬一覧表】に記載しています。

介護保険の自己負担額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

また、「重要事項説明書」は玄関のファイルに備え付けており、いつでも閲覧いただけます。

■確認欄

- 本書の内容について説明を受け、内容を確認しました
- 特定施設における介護報酬一覧表を確認しました
- 上記内容について同意します

【介護保険給付対象外サービス同意書】

混合型特定施設いぶきが、契約当事者（利用者）に対して提供する特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護において、以下のサービスは契約に基づき提供される介護保険給付対象外サービスであることについて説明を受け、その内容を確認しました。

また、本サービスは当施設の運営体制上必要な費用として位置付けられており、本契約に基づきご負担いただくものであることを理解しました。

記

◎手厚い介護費 20,000円（22,000円／消費税込）

※特定施設の人員配置基準（3：1）を上回る体制（要介護者2.5人に対し、週40時間換算で介護・看護職員1人以上を配置）に係る人件費、福利厚生費等を基に算定した費用です。

※実際の職員配置状況は、「重要事項説明書」および毎月発行の「いぶき便り」にてお知らせしています。

（最新の重要事項説明書は玄関に備え付けており、いつでも閲覧可能です。）

※本サービスに係る費用は、契約の一部としてご負担いただくものです。

■確認欄

- 本書の内容について説明を受け、内容を確認しました
- 上記内容について理解しました

【安心して過ごしていただくためのお願い】

《居室での使用制限について》

【画鋸】高齢者施設において入居者様が画鋸を誤飲する事故が発生しているため、当施設では居室内での画鋸の使用はお断りしております。

【掛け時計】万が一の落下事故を防ぐため、掛け時計の使用はご遠慮いただき、置時計のご使用をお願いいたします。その他、落下した場合に事故につながる可能性のある物の設置もご遠慮ください。

【刃物・火気】小型ナイフ・包丁・はさみ等の刃物および裁縫針の持ち込みはお断りしております。はさみ等を使用される場合は、職員へお声掛けください。

また、ライター・マッチ等の火気類、居室内での線香・ろうそくの使用もお断りしております。

【使い捨てカイロ】低温やけどの危険性があるため、施設内での使用はお断りしております。

《衣類について》

当施設では衣類の洗濯時に乾燥機を使用しております。

そのため、乾燥機に対応した衣類のご準備をお願いいたします。

洗濯に伴う色落ち・縮み・破れ等の衣類の損傷につきましては責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。洋服・パジャマは各5着程度のご準備をお願いいたします。

タオル・バスタオルは施設の共用品をご利用いただけます。

共用品の使用に抵抗がある場合は、個人の物をお持ち込みいただくことも可能です。

その場合の準備・洗濯等の管理はご家族様をお願いしております。

また、介助が必要な方のズボンは、ウエストがゴムのものをご用意ください。

なお、入居時には洗濯ネットを3枚程度ご準備ください。

洗濯ネットは施設でもご用意しておりますので、ご希望の方はお申し付けください。

《履物について》

転倒防止のため、履物はサイズの合った使い慣れた安全なものをご使用ください。

スリッパやサンダルなど、脱げやすく転倒の恐れがある履物はお断りしております。

リハビリシューズは施設で注文することも可能です。

また、必要に応じて洗い替え用の予備をお願いする場合があります。

《荷物類について》

入居時にお持ち込みいただく衣類や持ち物には、持ち物管理のためすべて直接記名をお願いいたします。なお、ネームシールでの記名はお控えください。当施設では入居時の荷物チェックは行っておりません。

持ち物の破損・紛失・盗難等につきましては責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

また、現金・貴金属等の貴重品をお持ちになる場合は、入居者様ご本人の責任において管理をお願いいたします。

《패드・おむつ類について》

当施設では、紙おむつ類について日額定額制の紙おむつプランをご用意しております。

使用状況に応じて適切なプランをご案内いたします。

また、入居者様ご自身でご用意いただいた紙おむつをお持ち込みいただくことも可能です。

なお、当施設では紙おむつプランで使用する商品に基づいた介護技術の研修を実施しており、衛生管理および適切なケアの観点から、紙おむつプランのご利用をおすすめしております。

ご理解とご協力をお願いいたします。

《髭剃りについて》

安全面の観点から、カミソリの持ち込みはお断りしております。

男性入居者様につきましては、電動ひげそりのご準備をお願いいたします。

なお、機器の点検・洗浄・充電等につきましてはご家族様での管理をお願いいたします。

《整容用のくしについて》

感染予防および衛生管理の観点から、整容用のくしは個人用のご準備をお願いいたします。くしの簡単な清掃は職員が行いますが、種類や状態によってはご家族様に清掃をお願いする場合があります。

《事務所対応時間について》

事務所対応時間は原則9：00～18：00となっております。

ただし、業務の状況により対応できない場合もございます。

保険証等の受け渡しにつきましては、事前にご連絡いただけますと確実に対応が可能です。

外線電話の対応につきましても9：00～18：00とさせていただきます。

なお、時間内であっても介護対応等により電話に出られない場合がございます。

また、上記時間外は介護業務を最優先とさせていただくため、

電話対応が遅れる、または対応できない場合がございますのでご了承ください。



【補助ロック・サッシロックの使用について】

当施設では、入居者様の居室からの転落防止を目的として、各居室の網戸に「サッシロック」、窓枠に「補助ロック」を設置しています。

これらのロックは、換気の妨げとならないよう配慮したうえで設置しています。

なお、「サッシロック」および「補助ロック」はあくまで補助的な安全対策であり、転落を完全に防止するものではありません。

また、居室ごとにロックの形状や仕様（メーカー等）が異なる場合があります。

※入居者様の状態によっては、窓の開閉や環境設定について個別に対応させていただく場合があります。



左窓枠上部に補助ロックを
右窓が20～30cm開く場所に
取り付けています。



網戸と左窓を固定し、網戸が動かない
ように取り付けてあります。



補助ロックの設置については、ご希望に応じて対応いたします。

補助ロックを設置しない場合は、転落等のリスクが高まる可能性があることについて説明を受け、理解しました。

■確認欄

- 補助ロックの設置を希望します
- 補助ロックを設置しないことによる転落等のリスクについて説明を受け、理解したうえで設置を希望しません

※本書は契約書別冊を構成する資料の一部です。各ページへの署名は不要であり、説明確認および同意の署名は別冊表題部にて一括してお願いいたします。

【肖像使用許可について】

当施設では、日常生活や行事等の様子を記録するため、利用者様の写真および動画の撮影を行っております。

これらの画像・映像は、記録としての利用に加え、以下の目的で使用する場合があります。

- ・施設内掲示物
- ・広報物（パンフレット、チラシ等）
- ・ホームページ等の媒体

上記の使用について、ご理解のうえ、下記いずれかにご意思表示をお願いいたします。

なお、一度ご同意いただいた場合でも、書面によりお申し出いただくことで、以後の使用を停止いたします。

ただし、既に作成・配布済みの印刷物や公開済みの媒体については、対応が困難な場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、後日同意いただくことも可能ですので、その際はお申し出ください。

※本同意は、利用者様の状態等により本人の意思確認が困難な場合、家族（保証人等）が代理して行うものとします。

■肖像使用に関する同意

入居者様の写真および映像について、上記の利用目的の範囲内で使用することに関し、下記のとおり意思表示します。

同意します

同意しません

【入居後の生活について】

希望を聞かせて下さい。

- ①携帯電話の持込はされますか？（居室のみ使用可、本人様の状態に応じてお断りする場合があります）
※施設内において、スマートフォン等によるカメラ機能の起動及び撮影行為は禁止とさせていただきます。

はい ・ いいえ ※入居者様携帯番号 - -

- ②入居者が電話（外線）を掛けたいと言われた時は施設から掛けても大丈夫でしょうか？

はい ・ いいえ

⇒掛けていけない連絡先があれば記入して下さい

- ③パンの訪問販売が毎月あります。購入しても大丈夫でしょうか？

はい ・ いいえ

- ④クッキー、プリン、お菓子等の訪問販売が毎月あります。購入しても大丈夫でしょうか？

はい ・ いいえ

- ⑤季節の変わり目（不定期）で衣類、日用品、お菓子等の訪問販売があります。本人様の希望で購入しても大丈夫でしょうか？

はい ・ いいえ

⇒購入金額に指定はありますか？ _____ 円

- ⑥本人様が買い物を希望された場合、一緒に付き添ったり、代行してもよろしいでしょうか？

はい ・ いいえ

- ⑦施設での有料イベント（遠足・外食・出前・喫茶・陶芸教室等）に、参加の声掛けをさせて頂いても大丈夫でしょうか？

はい ・ いいえ

- ⑧毎月1回理美容があります。声掛けをさせて頂いても大丈夫でしょうか？

本人様に任せます ・ 保証人様に毎回連絡が欲しい ・ やめて欲しい

毎月希望 ・ 2カ月に1回希望 ・ その他：

- ⑨事故やけが、内出血等の連絡を看護職員（介護職員）から電話しますがどの程度から連絡しましょうか？ ※安心お届けサービスに登録して頂くとその都度確認して頂けます。

ア) とにかく全て イ) 大きなものは連絡 ウ) 連絡不要 エ) その他

【金銭管理依頼書】

入居者は、現金等の自己管理が困難であるため、「有料老人ホームいぶき 金銭管理規程」に基づき、日常生活に必要な範囲での金銭管理を施設に依頼します。

また、当該規程の内容について説明を受け、その内容を確認のうえ、これを承認します。

施設が管理する金銭の取扱いについては、同規程に基づき適正に管理されることを理解しました。

なお、入居者ご本人またはご家族により現金等を管理される場合に生じた紛失・盗難等については、施設はその責任を負いかねます。

施設内で購入される物品代や理美容代等については、原則として口座振替にてお支払いいただきます。

利用内容の詳細は、請求書に同封する「小口金利用分内訳書」にてご確認ください。

領収書は口座振替の確認後に送付いたしますが、自動販売機での購入等、領収書を発行できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■確認・同意欄

- 本書の内容について説明を受け、内容を確認しました
- 金銭管理規程の内容について説明を受け、理解しました
- 上記内容について理解したうえで、金銭管理を依頼することに同意します

■現金所持について

入居者個人で現金等を所持される場合は、以下にチェックしてください。

- 現金等を所持します

※個人で現金等を管理される場合に生じた紛失・盗難等については、施設はその責任を負いかねます。

【個人情報使用同意書】

混合型特定施設いぶきは、当施設が保有する入居者および家族（身元引受人等）に関する個人情報について、法令に基づき適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に開示または漏えいすることはありません。

なお、この守秘義務は契約終了後も継続します。

■個人情報の利用目的

入居者および家族（身元引受人等）の個人情報については、サービス提供および関連業務の遂行に必要な範囲において、次のとおり利用します。

また、個人情報を用いた場合は、その内容および経過を記録します。

【法令に基づき実施する利用】

- ・入居者の介護サービス向上のための特定施設サービス計画書に関する各種会議
- ・主治医および協力医療機関との連携、協議
- ・他の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連携（サービス担当者会議等）および照会への回答
- ・事故発生時における市町村および都道府県への報告
- ・苦情対応に関する市町村、都道府県、関係機関等の調査への協力
- ・病状の急変時における医療機関への連絡
- ・損害賠償保険等に係る保険会社への相談または届出

【任意で実施する利用】

- ・介護実習生等の受入れに伴う指導、教育への協力
- ※任意項目については、不同意の場合でも基本的なサービス提供に影響はありません。

■同意欄（いずれかにチェック）

- 上記の個人情報の利用について、説明を受け、内容を理解したうえで同意します
- 任意項目を除き同意します
- 同意しません

※以下は同意事項ではなく、契約に基づく注意事項です。

【参考事項（秘密保持について）】

当施設は、入居者および家族（身元引受人等）の個人情報について、法令および契約に基づき適切に管理し、正当な理由なく第三者に開示することはありません。

また、入居者および身元引受人におかれましても、施設職員や他の入居者、その他関係者に関する個人情報やプライバシーに関する情報については、みだりに第三者へ開示・漏えいしないようご配慮をお願いいたします。

なお、詳細については契約書第6条（秘密保持）の定めによります。

【面会・外出について】

混合型特定施設いぶきでは、病院同様に感染症対策が必須となる高齢者施設であることを第一に考え、感染予防を大前提に可能な限り面会交流を図っていきたくと考えております。

直接面会につきましては、「面会者様と入居者様の高齢者施設での感染症対策に対するご理解ご協力」が必須となります。施設内におきましては、感染症対策を第一に考えた対応を優先させていただきますのでご理解下さい。

尚、感染症対策にご理解頂けない場合は、窓越し面会、line面会も可能ですのでそちらをご利用下さい。

感染状況により対応を変更させていただきますのでご理解下さい。



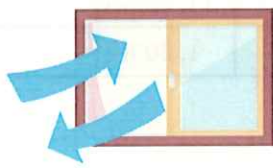
直接面会について (時間については事前にご連絡を頂ければ下記時間外も対応させていただきます)

日時：毎日 10：00-11：30 14：00-17：00

(イベント・往診・その他事情により予告なく中止させて頂く場合がございます)

- ・上記時間以外の面会をご遠慮下さい。(終末期の看取り対応の方を除く)
- ・**面会人数に制限はございませんが**、大声で騒いだり、面会者様の飲食はお断りさせていただきます。
- ・**面会場所は居室内**とさせて頂き、他入居者様への配慮をお願いします。(面会中は居室の窓を開けて換気をお願いします。椅子の貸し出しは出来かねます。大人数の際は1階リビングをお使いいただけますので事前にスタッフに声を掛けて下さい)
- ・面会時手指消毒と衣類への除菌剤散布、検温をお願いし、37.5度以上の方の面会、体調不良の方、咳鼻水等風邪症状がみられる方の面会はお断り致します。
- ・**面会時は不織布マスクの着用**をお願いします。不織布マスク着用は当施設の施設内感染症対策ルールとなりますので全入館者の方(2歳未満を除く)をお願いをしております。ご理解頂けない方の直接面会はお断りし、窓越し面会での対応をさせていただきます。
- ・入居者様の体調や、面会フロアの状況により、面会をお断りする場合がございます。
- ・面会票の記入、確認事項への同意をお願いします。**面会票の全ての項目に記入**、同意を頂いた方のみ面会して頂けます。
- ・面会時間内であれば時間制限はありませんが、他入居者様にも配慮をお願いします。
- ・トイレは1階エレベーター奥のみご利用いただけます。清潔保持にご協力をお願いします。

「居室内のみ(換気必須)」 「他入居者へ配慮」 「不織布マスク着用」



大声禁止



No food or drink
飲食禁止



外出について (付添い者様に外出届の記入をお願いしております)

入居者様の外出に制限はございませんが、施設内感染症対策の一環として、不織布マスクの着用にご協力下さい。付添い者様にて外出準備をお願いしております。また付添い者様に居室までの送迎をお願いしております。

line面会について (毎日10：00-11：00、事前予約制)

遠方の方は事前予約制にてline面会をご利用いただけます。(面会中、職員は付き添いません)
前日17時までに予約された方に、lineのビデオ通話にて連絡させていただきます。

窓越し面会について (10：00-11：30、14：00-17：00の15分程度)

施設内の感染症対策にご協力頂けない方は、窓越し面会をご利用ください。

< その他の日用品費 >

混合型特定施設いぶき

2026年5月1日現在

※税込み価格

趣味・生活					
項目	単位		項目	単位	
電話使用料	-	実費	マスク☆	1枚	33円
コピー代(白黒)☆	1枚	11円	ペットボトルストローキャップ☆	1個	616円
コピー代(カラー)☆	1枚	33円	水に流せるティッシュ☆	(5箱セット)	756円
写真印刷代☆	1枚	33円	洗濯ネット☆	1枚	154円
個人用の新聞・雑誌等		実費	乾電池(単3)☆	1本	77円
外部クリーニング取次		実費			
その他の趣味・生活用品		実費			
処置材料費 (☆)					
項目	単位		項目	単位	
カテリープ(5cm幅)	10cm	42円	消毒綿棒	1本	79円
カテリープ(10cm幅)	10cm	66円	包帯	1巻	418円
滅菌ガーゼ(Sサイズ)※特殊	1枚	39円	ストッキネット	10cm	33円
滅菌ガーゼ(Mサイズ)※特殊	1枚	50円	フォーリートレイキット	1セット	3,388円
ファスナー(6mm×38mm)	1本	66円	固定テープ12mm	1本	385円
固定テープ(12cm幅)	10cm	19円	固定テープ25mm	1本	550円
固定テープ(25cm幅)	10cm	24円	シルキーポア	10cm	13円
吸引カテーテル	1本	77円	シルキーポア	1巻	858円
理美容 (☆)					
項目	金額		項目	金額	
カット	2,350円		カット+パーマ	7,400円	
カット+顔そり	3,000円		カット+パーマ+カラー	11,250円	
カット+カラー	7,400円		顔そりのみ	1,200円	

※処置材料費に関しては、使用量・組み合わせにより値段変更致します。

また今後使用する材料の変更をする場合もあります。

※商品名の後ろに☆の付いている商品は領収書を発行致します。

※購入価格により変動する場合があります。その場合は事務所に掲示させて頂きます。

< 浴室共用品(タオル・シャンプー等)の提供について >

以下の品目は、介護サービス提供に必要な備品として施設の共用品を用意し、全入居者様にご利用いただいております。

タオル・バスタオルについては外部業者にて除菌・洗濯を行い、衛生管理を徹底しております。

これらに関する別途費用はかかりません。

【施設共用品】

- ・バスタオル
- ・フェイスタオル
- ・シャンプー
- ・リンス
- ・石けん

なお、共用品の使用に抵抗がある場合は、個人の物をお持ち込みいただくことも可能です。

その場合の準備・補充および洗濯等の管理については、ご家族様にお願いしております。

※本書は契約書別冊を構成する資料の一部です。各ページへの署名は不要であり、説明確認および同意の署名は別冊表題部にて一括してお願いいたします。

「安心お届けサービス」のご案内



万が一の災害発生や感染症発生、面会中止の連絡は、「安心お届けサービス」のメールにてお伝えしますので、ご登録をお願い致します。

いぶきでは入居者様の毎日の健康状態や様子をメールにてお伝えする「安心お届けサービス」を導入しています。

毎日の安心をご家族様にお伝えすることで入居者様をより身近に感じて頂ければと思います。

【登録方法】

登録を希望されるスマホもしくはパソコンより ibuki@star.ocn.ne.jp までメールを送信して下さい。

ショートメール（電話番号でのメール）は御利用頂けません。

メールアドレスからのみご利用いただけます。

右のQRコードからも登録可能です。

※下記の①②③を本文に入力し送信して下さい。



①入居者様のお名前（フルネームでお願いします）

②任意の数字4桁のパスワード

③登録者様のお名前（フルネームでお願いします）

※パスワードはメールでお送りする入居者様の記録を

閲覧する際に必要となりますので必ず入力をお願いします。

入居者様1人に対し3つのスマホまたはパソコンでの登録が可能となっております。その際は登録を希望されるそれぞれのスマホもしくはパソコンから上記①②を入力し、送信をお願いします。

②のパスワードにつきましては入居者様お1人に対し1つの同一パスワードとなりますのでご了承ください。

ご質問、ご不明な点等がございましたら事務所までお申し付けください。

※複数のメールアドレスを登録される方につきましては、メインのアドレスを決めて下さい。

メインで登録をしたアドレスがログインに必要なアカウントとなります。

「ライン登録」のご案内



▶ご登録頂くと、lineのビデオ通話で面会して頂くことが可能です。

- ・ライン面会は毎日10：00-11：00の間でこちらから連絡いたします。時間指定はできません。
- ・面会の予約は前日の17時までにlineにメッセージでお知らせください。
- ・災害時や感染症発生時の対応はできない場合がございます。
- ・面会中、職員は付き添えません。介護サービス外の対応となりますのでご理解下さい。



▶登録ご希望の方はlineアプリの「友だち追加」→「検索」→「ID」で「ibuki0586647566」を入力して頂くか電話番号で追加、又は右のQRコードを読み取って登録をお願いします。

登録後、「トーク」にて①入居者名②登録者名をフルネームで入力して頂き送信をお願いします。

※ラインビデオ通話での面会は、Wi-Fi環境の都合上、会話はリビングで行います。

※不定期で入居者様の写真をお送り致します。

※lineでのお問い合わせに対する返信は、確認まで数日かかる可能性があります。

【カスタマーハラスメントに対する 当施設の考え方】

当施設では、入居者様・ご家族様からのご意見・ご要望を大切にし、より良いサービス提供に努めております。

一方で、社会通念上相当な範囲を超える言動や要求、職員の人格や尊厳を傷つける行為、業務の適正な遂行を妨げる行為については、職員の安全と就業環境を守るため、組織として適切に対応いたします。

以下の行為は、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

- ・過剰または繰り返しの要求
- ・暴言、威圧、人格否定、差別的発言
- ・長時間の拘束や執拗な連絡
- ・土下座や謝罪文の強要
- ・不当な特別対応や金銭・物品の要求
- ・誹謗中傷や虚偽情報の流布
- ・暴力行為やその恐れがある行為

当施設は、入居者様・ご家族様と職員が互いに尊重し合える関係を大切にし、安心・安全な介護サービスの提供に努めてまいります。

カスタマーハラスメントに対する行動指針は、「玄関先のファイル」「当施設ホームページ」にも記載しています。

混合型特定施設いぶき

【金品の受領および飲食物の受け渡しについてのお願い】

当施設では、入居者様から職員個々への金品（謝礼・贈り物等）の受領は、固くお断りしております。

これは、介護保険制度のもと、要介護度に応じた公平かつ適正なサービス提供を行うための対応となりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、入居者様に対しましても、金品の授受についてお控えいただくよう、保証人様からお伝えいただけますと幸いです。

あわせて、入居者様同士での飲食物の受け渡しについては、原則としてご遠慮いただいております。

食事制限やアレルギー等により健康上のリスクが生じる可能性があるための措置となりますので、併せてご理解とご協力をお願い申し上げます。

混合型特定施設いぶき
施設長 藤井裕一

食品の持ち込み（差し入れ）に関するお願い

写真は一例です

× 持ち込みできないもの

生鮮食品（生魚・刺身・寿司・二枚貝）、生卵、生野菜、生果物



手作り品（お惣菜・お菓子）



自宅容器に移したもの（市販品でも移し替えた場合は不可）



餅・団子・大福・ナッツ類・飴類



カットや調理の必要があるもの



ご協力頂きたいこと

- ・賞味期限がわかる形でお持ち込みください。
- ・職員にお声掛けのうえでお渡しください。
- ・基本的に当日中に食べられる量をお願いします。余った食品はお持ち帰りください。

○ 持ち込みできるもの

市販のつくた煮・お惣菜・ふりかけ・缶詰（缶切り不要なもの）



個包装のお菓子



飲料類 ※アルコール類は禁止



市販のケーキ・ゼリー・プリン（その場で食べられる量）



カットフルーツ（市販品）、バナナ・みかん等の皮がむける果物



- ・差し入れはお預かりできますが、決まった時間・量での提供はできません。体調等で提供できない場合もあり、その際の苦情はお受けできません。
- ・他の入居者様へのおすそわけはご遠慮ください。
- ・施設内には抵抗力の弱い方が多く生活されています。感染症予防のため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

食品（お菓子類等）の持ち込み および管理に関する同意書

平素より、混合型特定施設いぶきの運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、居室内におけるお菓子類等の食品の持ち込みおよび管理につきまして、下記のとおり取り扱いを定めております。

内容をご確認いただき、ご理解・ご同意のうえ、ご署名をお願いいたします。

【同意事項】

1. 居室内に持ち込まれたお菓子類等の管理について

居室内に持ち込まれたお菓子類等の食品につきましては、原則としてご本人様の責任において管理していただくことに同意します。

2. 賞味期限の管理について

持ち込まれた食品の賞味期限・消費期限の確認および管理は、ご家族様にて行っていただくことに同意します。

3. 持ち込み可能な食品の制限について

施設の安全管理・衛生管理上、持ち込んでいただけない食品があることを理解します。その詳細については、**契約書別冊「食品の持ち込み（差し入れ）に関するお願い」**の内容を確認し、これを遵守します。

上記内容について十分に説明を受け、理解したうえで同意いたします。

1. 入所セットサービスとは

任意 口腔ケア用品・日常消耗品・義歯管理用品・食事補助用品などの個人専用消耗品を日額定額制でご提供するサービスです。

ご利用されない場合でも施設生活に支障はありません。ご自身またはご家族が日用品をご用意いただくことも可能です。費用は「その他の日常生活費（実費相当）」として 日額 × ご利用日数 で、介護保険利用料とは別に請求されます。

2. プラン内容と費用

プラン	日額（税込）	日額（税抜）	提供品目
Bプラン 寝衣なし 330円/日	330円	300円	歯ブラシ 歯磨き粉 ティッシュ 使い捨てエプロン 義歯洗浄剤 義歯ケース コップ（記名） 吸い飲み（記名） うがい受け（記名） 綿棒 使い捨ておしぼり 口腔ジェル 口腔スポンジ 口腔ティッシュ お薬じょうずゼリー
Aプラン 寝衣あり 473円/日	473円	430円	歯ブラシ 歯磨き粉 ティッシュ 使い捨てエプロン 義歯洗浄剤 義歯ケース コップ（記名） 吸い飲み（記名） うがい受け（記名） 綿棒 使い捨ておしぼり 口腔ジェル 口腔スポンジ 口腔ティッシュ お薬じょうずゼリー ★ 寝衣（浴衣 または 甚平）

※ コップ・吸い飲み・うがい受けは記名管理のうえ個人専用で使用します。使い捨てエプロン・おしぼりは消耗品として個人ごとに使い切りです。

3. プランの変更・解約

プランの変更・解約をご希望の場合は、スタッフまたは株式会社リープへお申し出ください。申出日の翌日から変更・解約が可能です（書面または口頭可・途中解約の違約金は一切ありません）。なお、料金改定の際は30日前までにご案内いたします。

4. ご利用される場合・されない場合の比較

✓ ご利用される場合（A・Bプラン）

- ✓ 消耗品（歯ブラシ・ティッシュ等）の補充・管理を施設が行います
- ✓ Aプランは寝衣（浴衣または甚平）の提供・洗濯・管理を含みます
- ✓ 費用は月末締め・翌月27日に口座振替またはコンビニ払いで精算されます
- ✓ 品切れ・補充忘れの心配がありません

✖ ご自身で用意される場合

- ・ ご家族が消耗品を購入・補充していただく必要があります
- ・ 寝衣はご家族がご用意・洗濯・交換を行っていただきます
- ・ 施設生活に支障はありません
- ・ いつでもプラン加入に切り替えることができます

特定施設入居者生活介護において、紙おむつに係る費用は介護保険給付の対象外です（老企第52号）。また私物洗濯代は「その他の日常生活費（実費相当）」として、任意・個別の選択に基づき適法に徴収できます（老企第54号）。いずれも自由な選択によるもので、ご利用されない場合も施設生活に支障はありません。

1. 紙おむつプラン（日額定額制）

プラン	日額（税込）／税抜	対象となる方
①	702円／日 （税抜639円）	▶ 常時おむつを着用し、定期的に尿とりパッドを交換される方向け
②	542円／日 （税抜493円）	▶ ご自身でトイレに行かれる方、またはトイレ誘導を必要とされる方向け
③	372円／日 （税抜339円）	▶ おむつの交換頻度が少ない方向け
④	183円／日 （税抜167円）	▶ 1日にパンツ、もしくはパッドを1枚だけ交換する方向け

※ 費用は「その他の日常生活費（実費相当）」として 日額 × ご利用日数 で請求します。
 ※ ご容体やご状況に応じてプランを変更する場合があります。施設職員の意見を参考にお選びください。
 ※ プランの変更・解約は申出日の翌日から可能です（途中解約の違約金は一切ありません）。

2. 私物洗濯サービス【オプション】

オプション 私物衣類等の洗濯代行サービス

726円

入居者の私物衣類・タオル等をネット1袋単位でお預かりし、外部業者にて洗濯いたします。（税抜660円）× ネット数

▲ オプションのみの申込はできません。入所セットまたは紙おむつプランとあわせてお申し込みください。プランの変更・解約は申出日の翌日から可能です。

☑ 入所サービス 申込・確認書

各サービスは任意選択であり、費用は「その他の日常生活費（実費相当）」として介護保険利用料とは別に株式会社リープより請求されることを説明し、理解しました。

【入所セット】プラン選択

Aプラン（寝衣あり） 473円/日（税抜430円）

Bプラン（寝衣なし） 330円/日（税抜300円）

利用しない

希望の寝衣（Aプランの方）： 浴衣 甚平

サイズ：例：M （ご記入ください）

【紙おむつプラン】選択

プラン① 702円/日（税抜639円）

プラン② 542円/日（税抜493円）

プラン③ 372円/日（税抜339円）

プラン④ 183円/日（税抜167円）

利用しない

【私物洗濯】オプション

申込む 726円/ネット（税抜660円）

申込まない

※お申込みは別途、申込書兼同意書にご記入ください